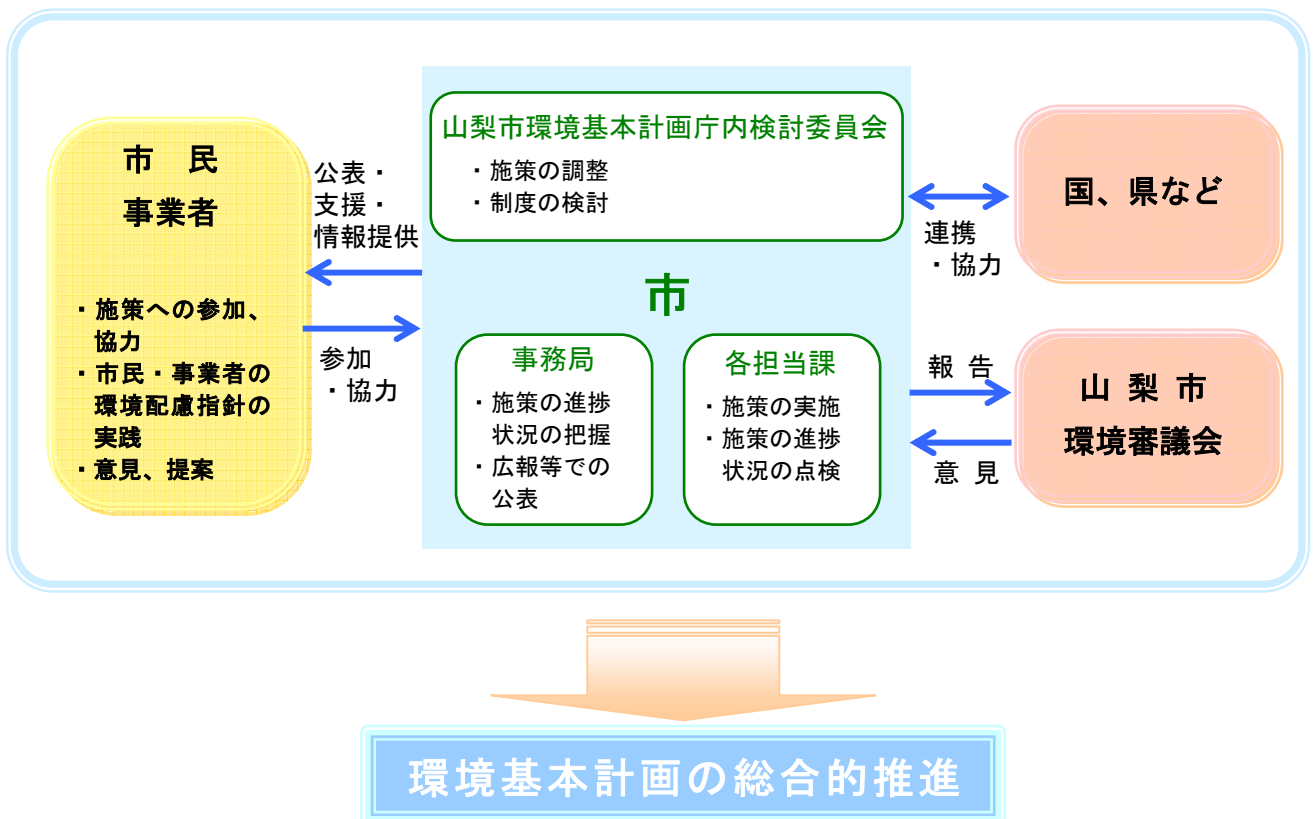


第6章 計画の実施及び取組体制の検討

1 計画の推進体制

本計画が有効に機能するためには、市民・事業者・市がお互いの役割を理解しつつ、三者が出来ること、すべきことを行うために連携・協力を形成する仕組みが必要です。



本計画に定めた広範囲にわたる市の施策は、庁内の合意形成のもとで進めていきます。なお、各担当課は本計画で定められた施策を実施し、その進捗状況を点検します。

施策の進捗状況は、事務局がとりまとめ、環境保全に関連する施策の担当課で構成する「山梨市環境基本計画庁内検討委員会」で、施策の推進方策、複数所管の施策の調整や新たな制度の検討など、市の取り組みについて検討します。また、市では、市民・事業者・市が行う取り組み状況や、環境の状況を広報等により、市民・事業者へ公表するとともに、山梨市環境審議会へ報告し、本計画の総合的推進に向けた推進体制を確保します。

2 計画の進行管理

(1) 計画の実行

本計画で定めた施策は、市民・事業者・市の連携・協力のもとで推進します。また、環境にやさしい自主的な取り組みを推進するため、環境配慮指針を市民・事業者・市の連携のもとで実践します。

(2) 計画の点検

本計画に定めた市民・事業者・市の取り組みの進捗状況を点検し、進行管理を行います。また、市の施策については、各施策ごとに定めた施策方針について、取り組み状況を把握し、それらを広報等で公表します。

(3) 計画の見直し

今後の社会情勢や環境問題に変化が生じた場合には、必要に応じて市の環境施策、市民・事業者が行う取り組み、計画の推進体制、施策の進行管理方策等の適宜見直しを図るなど柔軟に対応していきます。

(4) 報 告

本計画の進捗状況は、広報などによりお知らせします。